

平成 30 年 6 月 29 日

西村 斉 様

宇治市建設部住宅課長 寺村 仁志

「重要案件に関する要請書」への回答について

貴方より平成 30 年 6 月 23 日 19 時 35 分にメール送信で要請のありました標記の件につきまして、回答させていただきます。

なお、回答にあたり、先に地方公務員法等の法令の適用範囲について、述べさせていただきます。

地方公務員法の規定は、一般職の地方公務員（同法第 3 条第 2 項）に適用されるものでありますが、同法第 3 条第 3 項の特別職の非常勤職員である宇治市建設部住宅課ウトロ住環境対策室の当該担当職員には適用されません。

また、宇治市職員倫理規定は、地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市職員を対象とするものであり、特別職の非常勤職員につきましては対象ではございません。

ただし、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則につきましては、特別職の非常勤職員も適用の対象となります。

なお、ご指摘の件につきまして、新聞掲載の写真は、ウトロ地区の住環境改善事業に関連するものではなく、当該職員が知る地域住民の方がお亡くなりになり、地域の方々によりお別れ会が行われた際、当該職員はお別れの意で勤務時間外にプライベートで参加したときのものであり、お別れ会への参加については問題がないものと判断しております。

よって、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則第 8 条の服務規定上も問題がないものと考えております。